

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 6     | 予防接種に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道江別市長

## 公表日

令和8年3月30日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |



| システム3       |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 団体内宛名統合システム   |
| ②システムの機能    | <p>①団体内統合宛名番号生成・管理<br/>個人番号と業務システムの宛名番号を紐付けし、団体内統合宛名番号を生成・管理する機能</p> <p>②中間サーバー連携機能<br/>主務省令表第2条の表に基づき、特定個人情報の副本を中間サーバーに連携する機能</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他    ( 健康管理システム )</p>   |
| システム4       |   |
| ①システムの名称    | 中間サーバ   |
| ②システムの機能    | <p>①符号管理<br/>情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である符号と、個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号と紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>②情報照会<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会要求の送信及び情報受領を行う機能</p> <p>③情報提供<br/>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p>④システム接続<br/>中間サーバと業務システム間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等を連携する機能</p> <p>⑤情報提供等記録管理<br/>特定個人情報の照会・提供に係る情報提供等記録を生成・管理する機能</p> <p>⑥情報提供データベース管理<br/>特定個人情報の副本を保管・管理する機能</p> <p>⑦データ送受信<br/>中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能</p> <p>⑧セキュリティ管理<br/>システム上のセキュリティ情報を管理する機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理<br/>中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p>⑩システム管理<br/>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報削除を行う機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他    ( )</p>  |



|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |   |
| 予防接種台帳ファイル                        |   |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |   |
| 法令上の根拠                            | 番号法第9条第1項別表第14、126の項<br>番号法第19条第6号<br>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。)                    |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |   |
| ①実施の有無                            | [ 実施する ] <div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定         </div> |
| ②法令上の根拠                           | 【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、27、28、29、153の項<br><br>【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、26、153、154の項                            |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |   |
| ①部署                               | 健康福祉部保健センター   |
| ②所属長の役職名                          | 保健センター長   |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |   |
|                                   |   |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |  |
|----------------|--|
| 予防接種台帳ファイル     |  |
| 2. 基本情報        |  |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 予防接種を実施した者   |
| その必要性          | 予防接種対象者及び接種者の適正な管理を目的とし、当該業務の達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する。   |
| ④記録される項目       | [ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | 1 識別情報<br>接種対象者を正確に把握するために保有する。<br>2 連絡先等情報<br>接種対象者本人への通知等、正確に郵便物を発送するために保有する。  |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開始日         | 平成27年8月1日  |
| ⑥事務担当部署        | 健康福祉部保健センター  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |   |  |
|-----------------|---|--|
| ①入手元 ※          | <input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| ②入手方法           | <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |  |
| ③使用目的 ※         | 予防接種対象者を適正に管理するため   |  |
| ④使用の主体          | 使用部署  | 健康福祉部保健センター  |
|                 | 使用者数  | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法           | <input type="checkbox"/> 生年月日、性別、接種履歴等により、対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。<br><input type="checkbox"/> 接種結果の登録を行う。<br><input type="checkbox"/> 接種履歴に基づき、接種勧奨対象者の抽出を行う。  |  |
|                 | 情報の突合   | <input type="checkbox"/> 宛名番号、氏名、性別、性別により突合し、本人確認を行う。  |
| ⑥使用開始日          | 令和3年4月1日  |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |                                 |
|----------------------|--|---------------------------------|
| 委託の有無 ※              | [ 委託しない ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( ) 件   |                                 |
| 委託事項1                |  |                                 |
| ①委託内容                |  |                                 |
| ②委託先における取扱者数         | [ ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |                                 |
| ③委託先名                |  |                                 |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  |                                 |
|                      | ⑥再委託事項   |                                 |
| 委託事項2～5              |  |                                 |
| 委託事項6～10             |  |                                 |
| 委託事項11～15            |  |                                 |
| 委託事項16～20            |  |                                 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |  |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ○ ] 行っていない  |
| <b>提供先1</b>                  |  |
| ①法令上の根拠                      |  |
| ②提供先における用途                   |  |
| ③提供する情報                      |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</span> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           |  |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度                       |  |
| <b>提供先2～5</b>                |  |
| <b>提供先6～10</b>               |  |
| <b>提供先11～15</b>              |  |
| <b>提供先16～20</b>              |  |
| <b>移転先1</b>                  |  |
| ①法令上の根拠                      |  |
| ②移転先における用途                   |  |
| ③移転する情報                      |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数            | [ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</span> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲           |  |
| ⑥移転方法                        | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度                       |  |
| <b>移転先2～5</b>                |  |
| <b>移転先6～10</b>               |  |
| <b>移転先11～15</b>              |  |
| <b>移転先16～20</b>              |  |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

○セキュリティ管理区域として入退室管理を行っている建物のうち、さらにセキュリティロックドアを設置した区域(サーバールーム)内に保管

○サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要

<ガバメントクラウドにおける保管場所>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<ガバメントクラウドにおける消去方法>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDD やSSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしながら確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1. 予防接種ファイル

#### 【識別情報】

1. 個人番号、2. 宛名番号

#### 【連絡先情報】

1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 住所、5. 電話番号、6. 世帯番号、7. 続柄、8. 世帯主氏名

#### 【業務関係情報】

1. 接種種別、2. 接種回数、3. 接種・予診日、4. 接種時年齢、5. 年度末年齢、6. 接種・予診実施場所(医療機関等)、7. 接種医師名、8. ロットNO、9. 接種量、10. 実施区分、11. 接種区分、12. 製薬会社名、12. 請求年月、13. 風しん抗体検査方法、14. 風しん抗体価、15. 風しん抗体検査判定結果、16. 備考

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|   |   |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名  |   |
| 予防接種台帳ファイル  |   |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）                      |   |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク   |   |
| リスクに対する措置の内容  | 申請書等の様式は必要な情報のみを記載するものとする事で、目的に沿わない不要な情報の入手を防止します。  |
| リスクへの対策は十分か   | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[            十分である            ]</span> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
|   |   |
| 3. 特定個人情報の使用  |   |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク                     |   |
| リスクに対する措置の内容  | <p>○特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。</p> <p>○適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要がない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。</p>   |
| リスクへの対策は十分か   | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[            十分である            ]</span> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="margin: 0;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク               |   |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>ユーザ認証の管理</p> <p>具体的な管理方法</p> | <p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 行っている 2) 行っていない</p> <p>○システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、パスワードは桁数・使用文字等の組み合わせを義務付けているほか、有効期限を設定している。<br/>○住基ネットについては、生体認証によりシステムにログインしている。<br/>○アクセス権の付与・変更に際しては、システム管理部門が一括管理している。</p> |
| <p>その他の措置の内容</p>                | <p>○システムへのアクセスログ、操作ログ等の記録を行っている。</p>  |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>              | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置





| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |   | [ ] 接続しない(入手)   | [ ] 接続しない(提供) |
|--|---|---|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク   |   |   |               |
| リスクに対する措置の内容   | 端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、アクセス権限を有する職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |   |               |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |               |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク  |   |   |               |
| リスクに対する措置の内容   | 端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、アクセス権限を有する職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |   |               |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |               |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |   |               |
| <p>端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、アクセス権限を有する職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> |   |   |               |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |   |   |               |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク   |   |   |               |
| ①事故発生時手順の策定・周知   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |               |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか   | [ 発生なし ]  | <選択肢><br>1) 発生あり      2) 発生なし                             |               |
| その内容   |   |   |               |
| 再発防止策の内容   |   |   |               |

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| その他の措置の内容                            |   |
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
|                                      |   |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>8. 監査</b>           |   |
| 実施の有無                  | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査                            |
| <b>9. 従業員に対する教育・啓発</b> |   |
| 従業員に対する教育・啓発           | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b><br>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法                 | ○職場内研修の実施<br>○管理監督者による教育・指導<br>○セキュリティ管理部門による自主点検の実施  |
| <b>10. その他のリスク対策</b>   |   |
|                        |   |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141                 |
| ②請求方法                    | 個人情報の保護に関する法律及び江別市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。 |
| ③法令による特別の手続              | -  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         | -  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 健康福祉部保健センター: 〒067-0004 北海道江別市若草町6番地の1 ☎011-391-8036          |
| ②対応方法                    | 受付簿を備え付け、対応経過・結果を記録する。                                       |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和7年10月1日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | -   |
| ②実施日・期間               | -   |
| ③主な意見の内容              | -   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | -   |
| ②方法                   | -   |
| ③結果                   | -   |

## (別添2)変更箇所

| 変更日      | 項目               | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|------------------|--|--|------|-----------|
| 令和4年1月6日 | I-1②事務の内容        | ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>(項目追記)   | ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。  | 事後   | ※評価の再実施   |
| 令和4年1月6日 | I-2システム4②システムの機能 | (文末追記)   | (途中省略)<br>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会<br>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施   | 事後   | ※評価の再実施   |
| 令和4年1月6日 | I-4法令上の根拠        | (途中省略)<br>・第19条第5号(委託先への提供)<br>・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。)                | (途中省略)<br>・第19条第6号(委託先への提供)<br>・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。)  | 事後   | ※評価の再実施   |
| 令和4年1月6日 | II-3②入手方法 その他    | ワクチン接種記録システム(VRS)  | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)   | 事後   | ※評価の再実施   |
| 令和4年1月6日 | II-3⑤使用方法        | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務><br>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。<br>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務><br>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。<br>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。<br>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 | 事後   | ※評価の再実施   |
| 令和4年1月6日 | II-3⑤情報の突合       | (途中省略)<br>(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意がえられた場合のみ当処理を行う)   | (削除)   | 事後   | ※評価の再実施   |
| 令和4年1月6日 | II-4委任事項         | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等   | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等  | 事後   | ※評価の再実施   |

|          |                 |  |  |    |         |
|----------|-----------------|--|--|----|---------|
| 令和4年1月6日 | Ⅱ-4①委任内容        | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等(VRSは国が作成・運用しており、市はシステムを利用しているもの。市から直接委託しているものではない。)                                   | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等(VRSは国が作成・運用しており、市はシステムを利用しているもの。市から直接委託しているものではない。)      | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅱ-5①法令上の根拠      | 番号法 第19条第15号   | 番号法 第19条第16号   | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅱ-5③提供する情報      | 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意が得られた場合のみ)   | 市区町村コード及び転入者の個人番号  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅱ-6保管場所         | (文末追記)   | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)<br>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。   | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | (別添1)ファイル記録項目   | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目><br>(途中省略)<br>・ロット番号  | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目><br>(途中省略)<br>・ロット番号<br>・ワクチン種類(※)<br>・製品名(※)<br>・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)<br>・証明書ID(※)<br>・証明書発行年月日(※)       | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅲ-2リスクに対する措置の内容 | ① 転入者本人からの個人番号の入手<br>当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 | ① 転入者本人からの個人番号の入手<br>当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅲ-2リスクに対する措置の内容 | ② 転出先市区町村からの個人番号の入手<br>(途中省略)入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。  | ② 転出先市区町村からの個人番号の入手<br>(途中省略)入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。   | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅲ-2リスクに対する措置の内容 | ③(③→④に変更)  | ④(変更)  | 事後 | ※評価の再実施 |

|          |  |   |   |    |         |
|----------|--|---|---|----|---------|
| 令和4年1月6日 | Ⅲ－2リスクに対する措置の内容  | ③(追加)   | ③転出元市区町村からの接種記録の入手<br>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅲ－2リスクに対する措置の内容  | (文末追記)  | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)<br>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅲ－2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | (文末追記)  | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)<br>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。<br>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。<br>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。<br>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。<br>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。<br>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日 | Ⅲ－3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                           | (途中省略)<br>・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 | (途中省略)<br>・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。  | 事後 | ※評価の再実施 |

|           |                  |   |   |    |         |
|-----------|------------------|---|---|----|---------|
| 令和4年1月6日  | Ⅲ－4その他の措置の内容     | (途中省略)<br>～当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システム～  | (途中省略)<br>～当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システム～                         | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日  | Ⅲ－4その他の措置の内容     | (文末追記)  | ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日  | Ⅲ－7その他の措置の内容     | (文末追記)  | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)<br>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。<br>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日  | Ⅲ－9具体的な方法        | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された～(省略)  | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された～(省略)  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日  | Ⅲ－10その他のリスク対策    | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された～(省略)  | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置><br>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された～(省略)  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年1月6日  | V－1①実施日          | 令和3年9月1日  | 令和4年1月6日  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年7月20日 | I－2システム4②システムの機能 | (文末追記)  | (途中省略)<br>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年7月20日 | II－3②入手方法 その他    | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)  | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム                                  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年7月20日 | II－3⑤情報の突合       | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務><br>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供する ために、転出先他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務><br>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を他市区町村に提供する ために、転出先他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。         | 事後 | ※評価の再実施 |

|           |                 |  |   |    |         |
|-----------|-----------------|--|---|----|---------|
| 令和4年7月20日 | Ⅱ－4委任事項         | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等  | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等   | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年7月20日 | Ⅱ－4①委任内容        | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等<br>(VRSは国が作成・運用しており、市はシステムを利用しているもの。市から直接委託しているものではない。)        | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等<br>(VRSは国が作成・運用しており、市はシステムを利用しているもの。市から直接委託しているものではない。) | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年7月20日 | Ⅱ－6保管場所         | (文末追記)   | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)<br>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年7月20日 | (別添1)ファイル記録項目   | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目><br>(途中省略)<br>・接種回(1回目/2回目)   | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目><br>(途中省略)<br>・接種回(1回目/2回目/3回目)  | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和4年7月20日 | Ⅲ－2リスクに対する措置の内容 | ②転出先市区町村からの個人番号の入手<br>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 | ②他市区町村からの個人番号の入手<br>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。            | 事後 | ※評価の再実施 |

|                  |   |  |  |           |                |
|------------------|---|--|--|-----------|----------------|
| <p>令和4年7月20日</p> | <p>Ⅲ－2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>(文末追記)</p>  | <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)<br/> ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力<br/> 避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。<br/> ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。<br/> ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。<br/> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。<br/> ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。<br/> ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。<br/> また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。<br/> さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> | <p>事後</p> | <p>※評価の再実施</p> |
| <p>令和4年7月20日</p> | <p>Ⅲ－4その他の措置の内容</p>   | <p>(途中省略)<br/> ～当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システム～</p> | <p>(途中省略)<br/> ～当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システム～</p>   | <p>事後</p> | <p>※評価の再実施</p> |

|           |                  |   |   |    |   |
|-----------|------------------|---|---|----|---|
| 令和4年7月20日 | Ⅲ－7その他の措置の内容     | (文末追記)  | (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)<br>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。<br>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。<br>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 | 事後 | ※評価の再実施                                 |
| 令和4年7月20日 | V－1①実施日          | 令和4年1月6日  | 令和4年7月20日   | 事後 | ※評価の再実施                                 |
| 令和5年4月1日  | IV－1②請求方法        | 江別市個人情報保護条例に規定する方法  | 個人情報の保護に関する法律及び江別市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。  | 事前 | 令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更         |
| 令和6年4月1日  | I－2システム4②システムの機能 | (途中省略)<br>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施<br>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施   | (削除)  | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更 |
| 令和6年4月1日  | II－3②入手方法 その他    | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム                                      | ワクチン接種記録システム(VRS)   | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更 |
| 令和6年4月1日  | II－4委任事項         | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等               | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等  | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更 |
| 令和6年4月1日  | II－4①委任内容        | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等<br><br>(途中省略) | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等  | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更 |

|          |                 |  |   |    |   |
|----------|-----------------|--|---|----|---|
| 令和6年4月1日 | Ⅱ－6保管場所         | (途中省略)<br>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)<br>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。<br>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)<br>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととし | (削除)  | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更 |
| 令和6年4月1日 | (別添1)ファイル記録項目   | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目><br>(途中省略)<br>・接種回(1回目/2回目/3回目)<br>(以下省略)   | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目><br>(途中省略)<br>・接種回<br>(以下省略) | 事後 |   |
| 令和6年4月1日 | Ⅲ－2リスクに対する措置の内容 | (途中省略)<br>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)<br>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。                  | (削除)  | 事前 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更 |

|                 |   |   |             |           |  |
|-----------------|---|---|-------------|-----------|--|
| <p>令和6年4月1日</p> | <p>Ⅲ-2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)</li> </ul> <p>による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として</li> </ul> <p>自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</li> <li>・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可</li> </ul> | <p>(削除)</p> | <p>事前</p> | <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更</p> |
|-----------------|---|---|-------------|-----------|--|

|                 |                     |  |   |           |  |
|-----------------|---------------------|--|---|-----------|--|
| <p>令和6年4月1日</p> | <p>Ⅲ－4その他の措置の内容</p> | <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;<br/>     当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を及びコンビニ交付関連機能含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul> | <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;<br/>     当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul> | <p>事前</p> | <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更</p> |
|-----------------|---------------------|--|---|-----------|--|

|                  |   |   |  |           |  |
|------------------|---|---|--|-----------|--|
| <p>令和6年4月1日</p>  | <p>Ⅲ-7その他の措置の内容</p>                           | <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;<br/> <b>【技術的対策】</b><br/> (途中省略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)<br/> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。<br/> ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。<br/> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)<br/> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。<br/> ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、<br/> 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。<br/> また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> | <p>(削除)</p>  | <p>事前</p> | <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付終了に伴う変更</p> |
| <p>令和7年10月1日</p> | <p>I-1②事務の内容</p>                              | <p><b>【情報連携】</b><br/> ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。</p>   | <p><b>【情報連携】</b><br/> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。<br/> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表に基づき、中間サーバに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p> | <p>事後</p> | <p>※番号法の改正</p>                                 |
| <p>令和7年10月1日</p> | <p>I-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務について使用するシステム システム3</p> | <p>②中間サーバー連携機能<br/> 番号法別表第二に基づき、特定個人情報の副本を中間サーバーに連携する機能</p>   | <p>②中間サーバー連携機能<br/> 主務省令表第2条の表に基づき、特定個人情報の副本を中間サーバーに連携する機能</p>   | <p>事後</p> | <p>※番号法の改正</p>                                 |

|           |                           |  |   |    |         |
|-----------|---------------------------|--|---|----|---------|
| 令和7年10月1日 | I-4法令上の根拠                 | <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br/>(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条(利用範囲)</li> <li>・第19条第6号(委託先への提供)</li> <li>・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。)</li> <li>・別表第一第10の項及び第93の2の項</li> </ul> | <p>番号法第9条第1項別表第14、126の項<br/>番号法第19条第6号<br/>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。)</p> | 事後 | ※番号法の改正 |
| 令和7年10月1日 | I-5②法令上の根拠                | <p>○番号法<br/>第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号<br/>○番号法別表第二<br/>第16の2,16の3,17,18,19の項及び第115の2の項</p>   | <p>【情報照会の根拠】<br/>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、27、28、29、153の項</p> <p>【情報提供の根拠】<br/>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、26、153、154の項</p>         | 事後 | ※番号法の改正 |
| 令和7年10月1日 | V-1①実施日                   | 令和4年1月6日   | 令和7年10月1日   | 事後 | ※評価の再実施 |
| 令和7年10月1日 | I-1②事務の内容                 | <p>⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>  | <p>⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p>   |    |         |
| 令和7年10月1日 | I-2システム4ワクチン接種記録システム(VRS) | ワクチン接種記録システム(VRS)<br>(以下省略)  | (削除)  |    |         |

|           |                |   |  |  |  |
|-----------|----------------|---|--|--|--|
| 令和7年10月1日 | Ⅱ－2③対象となる本人の範囲 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく接種対象者   | 予防接種を実施した者   |  |  |
| 令和7年10月1日 | Ⅱ－3②入手方法 その他   | ワクチン接種記録システム(VRS)   | (削除)   |  |  |
| 令和7年10月1日 | Ⅱ－3⑤使用方法       | <p>○ 生年月日、性別、接種履歴等により、対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。</p> <p>○ 接種結果の登録を行う。</p> <p>○ 接種履歴に基づき、接種勧奨対象者の抽出を行う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul> | <p>○ 生年月日、性別、接種履歴等により、対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。</p> <p>○ 接種結果の登録を行う。</p> <p>○ 接種履歴に基づき、接種勧奨対象者の抽出を行う。</p> |  |  |

|           |                |   |                                |  |  |
|-----------|----------------|---|--------------------------------|--|--|
| 令和7年10月1日 | Ⅱ-3⑤使用方法 情報の突合 | <p>○ 宛名番号、氏名、性別、性別により突合し、本人確認を行う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;<br/>         当市からの転出者について、当市での接種記録を他市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p> | ○ 宛名番号、氏名、性別、性別により突合し、本人確認を行う。 |  |  |
| 令和7年10月1日 | Ⅱ-4 委託の有無      | 委託する  | 委託しない                          |  |  |
| 令和7年10月1日 | Ⅱ-4 提供・移転の有無   | 提供を行っている  | 行っていない                         |  |  |

|                  |                     |   |   |  |  |
|------------------|---------------------|---|---|--|--|
| <p>令和7年10月1日</p> | <p>Ⅱ-4 提供・移転の有無</p> | <p>○セキュリティ管理区域として入退室管理を行っている建物のうち、さらにセキュリティロックドアを設置した区域(サーバールーム)内に保管<br/> ○サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;<br/> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運営がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。<br/> クラウドサービスを使用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された本市の領域にデータを補完する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> | <p>○セキュリティ管理区域として入退室管理を行っている建物のうち、さらにセキュリティロックドアを設置した区域(サーバールーム)内に保管<br/> ○サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける保管場所&gt;<br/> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける消去方法&gt;<br/> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。<br/> ②クラウド事業者がHDD やSSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしがって確実にデータを消去する。<br/> ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメ</p> |  |  |
|------------------|---------------------|---|---|--|--|

|           |               |  |      |  |  |
|-----------|---------------|--|------|--|--|
| 令和7年10月1日 | II-7          | <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。</li> <li>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li> </ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>  | (削除) |  |  |
| 令和7年10月1日 | (別添1)ファイル記録項目 | <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種以外の予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回(1回目/2回目/3回目)</li> <li>・接種日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ロット番号</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号</li> <li>・宛名番号</li> <li>・自治体コード</li> <li>・接種券番号</li> <li>・属性情報(氏名、生年月日、性別)</li> <li>・接種状況(実施/未実施)</li> <li>・接種回</li> <li>・接種日</li> <li>・ワクチンメーカー</li> <li>・ロット番号</li> <li>・ワクチン種類(※)</li> <li>・製品名(※)</li> <li>・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)</li> <li>・証明書ID(※)</li> <li>・証明書発行年月日(※)</li> </ul> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p> | (削除) |  |  |

|                  |                        |   |   |  |  |
|------------------|------------------------|---|---|--|--|
| <p>令和7年10月1日</p> | <p>Ⅲ-2リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手<br/>     当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手<br/>     本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手<br/>     本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手<br/>     接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情</p> | <p>申請書等の様式は必要な情報のみを記載するものとするので、目的に沿わない不要な情報の入手を防止します。</p> |  |  |
|------------------|------------------------|---|---|--|--|

|           |     |  |      |  |  |
|-----------|-----|--|------|--|--|
| 令和7年10月1日 | Ⅲ-2 | <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報への入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</li> </ul> | (削除) |  |  |
|           |     |  |      |  |  |